解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県名古屋市中区錦三丁目三番八号

社団法人愛知県農住都市建設協会

代表清算人　倉内　巖

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県春日井市大留町八丁目一三番地九

春日井大留上土地区画整理組合

代表清算人　稲垣　主司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県豊田市西町三丁目六〇番地

財団法人豊田市勤労者福祉サービスセンター

清算人　畔柳　寿文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県豊田市五ヶ丘二丁目一番地一

財団法人豊田市汚水処理施設管理公社

代表清算人　鈴木　善實

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県一宮市森本五丁目二五番三号

財団法人一宮地域職業訓練センター管理公社

清算人　森　昌宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛知県一宮市森本五丁目二五番三号

職業訓練法人一宮職業訓練協会

清算人　田中　梭晤

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

滋賀県大津市末広町一番一号日本生命大津ビル三階

社団法人滋賀県雇用開発協会

清算人　堀　利一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

大阪府大阪狭山市東野東一丁目三二番地の二

財団法人大阪狭山市施設管理公社

代表清算人　小林　光明

解散公告（第二回）

当協会は、平成二十三年二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

和歌山県和歌山市十一番丁五四番地ＮＴＴ西日本京橋別館一二号室

社団法人和歌山県雇用開発協会

清算人　貴志　好秀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月九日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

岡山市北区厚生町三丁目一番一五号

社団法人岡山県雇用開発協会

清算人　小野　敏行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

岡山県備前市東片上二三〇番地

特定非営利活動法人片上まちづくり

清算人　永井　正人

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日廿日市市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

広島市中区大手町二丁目七番一〇号

廿日市市七尾土地区画整理組合

清算人代表　宮本　育生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

広島県広島市中区大手町三丁目六番三号

特定非営利活動法人シニア・ワークサポートセンター

清算人　高橋　鈴子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

山口県下関市丸山町五丁目九番一〇号

特定非営利活動法人下関青い鳥動物愛護会

清算人　三浦　妙子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

熊本市水道町八番六号朝日生命熊本ビル三階

社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会

代表清算人　内野　矜自

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年十一月十四日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年二月八日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

千葉県君津市大中四六番地

君津市大中土地改良区

代表清算人　鳥海　正次